

尼崎城ロゴマーク使用ガイドライン

本ガイドラインは、尼崎城ロゴマークを使用する際の注意事項などについて、必要な事項を定めるものです。

1 使用対象

ロゴマークは以下の場合にのみ使用できることとします。

- (1) 尼崎城ロゴマーク登録募集要項における登録を受けた内容で使用する場合
- (2) 尼崎市が使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌など報道関係機関が報道目的で使用する場合
- (4) その他、市長が別に定めた場合

2 使用料

ロゴマークの使用に対する使用料は無償とします。

3 使用基準

ロゴマークの使用者は、以下の事項を遵守しなければならないこととします。なお、使用者が以下の事項を遵守しない場合には、ロゴマークの使用を取り消すこととし、使用者は制作物や商品などを回収することとします。

- (1) 登録内容に沿って使用すること。
- (2) ロゴマーク、尼崎城、尼崎市のイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) ロゴマークについては、基本的には縦横比や配色（C=100%、M=0%、Y=100%、K=20%）を変更せずにご使用ください。（縦横比を維持したままの拡大・縮小を防げるものではありません。白黒印刷は可とします。）

4 使用期間

登録を受けた日から使用が出来るものとする。なお、登録を受けたものについては、その事業の開催日又は商品の発売期間からの使用を原則とします。

5 使用の確認

市長は、確認のため必要に応じて使用者に対し、ロゴマークの使用に関する資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じることとします。

6 権利関係

ロゴマーク等の権利はすべて尼崎市に帰属し、使用者は商標法による商標登録、意匠法による意匠登録等、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録できません。また、ロゴマーク等によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承することはできません。

7 使用者の責任

使用者が実施する事業や販売する商品の安全性、品質等については、すべて使用者が責任を負うものであり、尼崎市は一切の責任を負いません。

また、使用の取り消しにより、損害が生じた場合も、尼崎市は一切の責任を負いません。

以上